

資料 2
(追加分)



「議論いただきたい事業」について
(追加分)

平成26年8月25日
名寄市こども未来課

利用者支援事業

内容

【概要】

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【実施方法】

日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とし、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者を専任職員として配置する。

子育て短期支援事業

内容

【概要】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

【事業内容】

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

【対象者】

次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上または精神上的の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ファミリー・サポートセンター事業

内容

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

【相互援助活動の内容】

- ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- ・保育施設までの送迎
- ・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ・学校の放課後の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ・買い物等外出の際の子どもの預かり

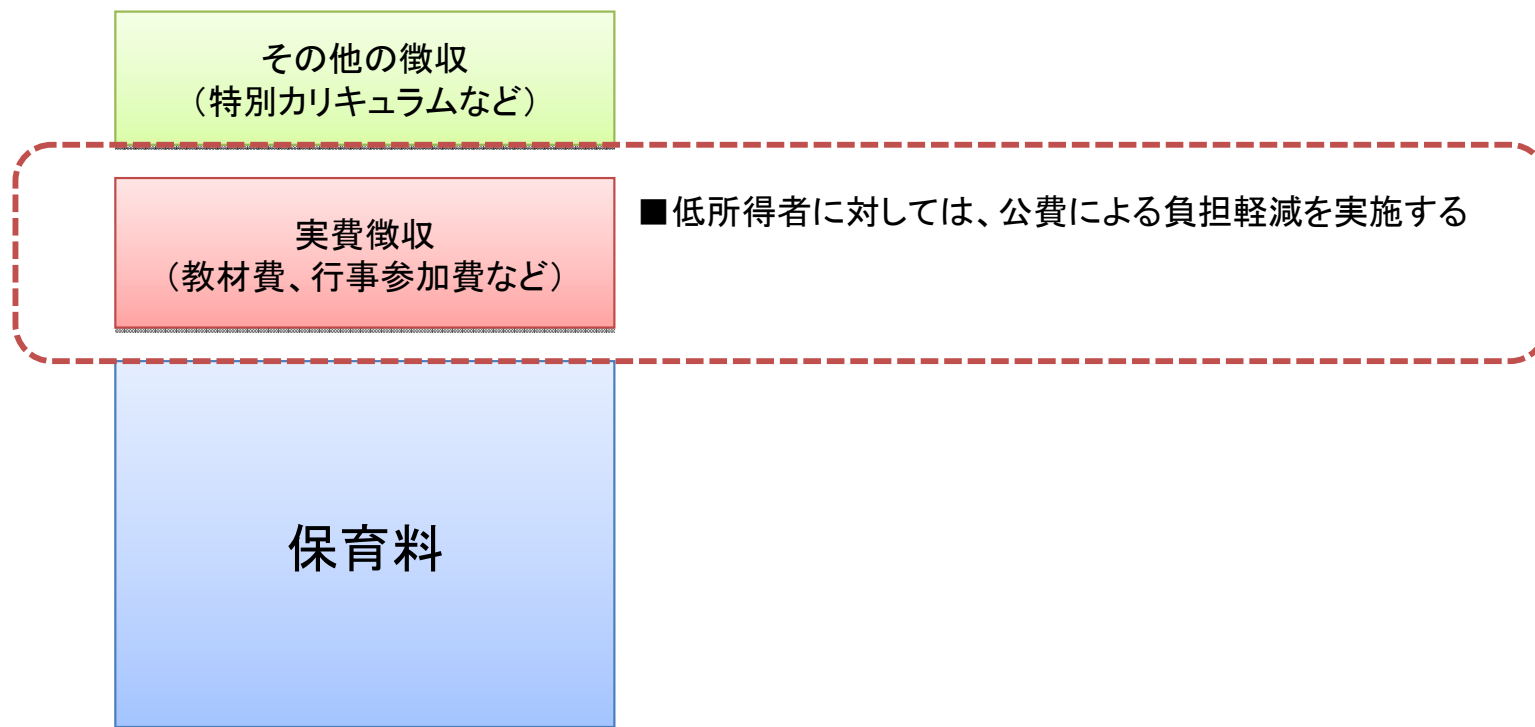
実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに、各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

内容



多様な主体の参入促進事業

内容

【概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく必要があります。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設の斡旋等を実施します。